

# 急がば回れ 環状交差点

Start!

信号が無くても、ゆっくり右回り

右回り通行

環道優先



歩行者に注意

出るときに合図

環状交差点における車両等の交通方法の特例に関する規定が整備され、平成26年9月1日に施行されます。

山形県警察

交通ルールを守って  
つながる笑顔



# 環状交差点の交通方法が定められ 平成26年9月1日に施行されます。



「新設される道路標識」

## 環状交差点とは？

車両の通行する部分が環状の交差点であって、道路標識により車両がその部分を右回り(時計回り)に通行することが指定されているものをいいます。この環状交差点においては、交差点における待ち時間の減少、交通事故の減少等が期待されます。

## 環状交差点を通行する時は？

あらかじめできる限り道路の左端に寄り、徐行して進入してください。環状交差点内は、右回り(時計回り)に通行し、できる限り環状交差点の側端に沿って徐行しなければなりません。



## 車両の優先関係は？

環状交差点においては、環状交差点内を通行している車両等が優先ですので、交差点内を通行する車両等の進行を妨げてはいけません。



## 左折

## 歩行者に注意を!



環状交差点に入ろうとするときや、環状交差点内を通行するとき、その環状交差点または直近で道路を横断する歩行者などに特に注意し、できる限り安全な速度と方法で進行しなければなりません。

## 右折

## 環状交差点を出る時は？



出ようとする地点の直前の出口の側方を通過したとき(環状交差点に入った直後の出口を出る場合には、その環状交差点に入ったとき)に、左側の方向指示器を操作し、交差点を出るまで合図を継続しなければなりません。